

令和6年度 都市木造化関連 予算概算要求の状況等について

令和5年9月20日

林野庁

令和6年度予算概算要求における主な都市木造化関連予算等について

① 都市の木造化推進法に基づく木材利用促進本部を中心とした取組の強化

木材利用促進本部の取組を強化し、国産材活用促進に向けて、法に基づく建築物木材利用促進協定制度の普及や協定締結者への支援の充実、地方自治体への周知・指導等の積極的な取組を図ること

- 木材利用促進本部事務局において、建築物の木造化・木質化に関する支援事業・制度等に関する一元的な案内窓口（コンシェルジュ）の設置（R5. 2）
- 協定締結者に対する相談窓口の体制強化等や、地域での木造建築物整備を担う工務店等の支援体制の構築に関するモデル的な取組への支援〔木材需要の創出・輸出力強化対策〕
- 補助事業における協定締結者の優先採択の充実〔林業・木材産業循環成長対策、建築用木材供給・利用強化対策〕
- 都道府県担当者に対する協定制度の周知や市町村担当者への周知依頼 など

② 都市の木造化に向けた環境整備

木材の魅力や長所を活かしつつ、建築用木材に係る技術開発・普及等への支援を強化するとともに、建築基準の合理化や耐用年数の課題への対応も含めた環境整備を図ること

- 強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及への支援〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- 木材利用の環境面での優位性を示すための、木材製品のLCAデータの整備・普及
- 林業・木材産業関連税制（軽油引取税の免税特例措置の延長要望） など

③ 木造建築物の設計・施工の担い手の育成及び確保

都市の木造化を推進するため、中大規模建築物の木造化等に関する知見等を有する建設技能者や設計士等の設計・施工の担い手の不足解消に向けて、教育課程を含めた各段階等における支援を強化すること

- 設計者・施工者の育成への支援や、BIMを活用した設計・施工手法等の標準化に向けた検討〔建築用木材供給・利用強化対策〕

など

※ BIM(Building Information Modeling)...コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

令和6年度予算概算要求における主な都市木造化関連予算等について

④ 国産材の持続的・安定的な供給体制の構築

川下の事業者の求めるJAS構造材や人工乾燥材等の持続的・安定的な供給のためのサプライチェーンの強化、再造林も含めた林業・木材産業の生産基盤整備への支援やJAS規格の基準合理化を促進すること

- JAS製材サプライチェーン構築への支援〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設の整備等の川上から川下までの取組への総合的な支援〔林業・木材産業循環成長対策〕
- 間伐や再造林、路網整備等の推進〔森林整備事業〕
- 製材JAS規格について来年度までに見直し など

⑤ 森林資源の循環利用に向けた国民運動の展開

SDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、持続可能な森林経営の確立に向けた支援を強化するとともに、持続性の担保された木材の利用促進に向けた国民運動を展開すること

- 川上から川下までが連携した木材安定供給体制構築への支援や、持続性を求める国際的な動きに対応した木材供給に向けたガイダンスの検討〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- 改正クリーンウッド法の施行も踏まえた合法伐採木材等の流通及び利用の促進〔木材需要の創出・輸出力強化対策〕
- 日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等も含めた国産材利用拡大のための「ウッド・チェンジ」の促進〔花粉の少ない森林への転換促進対策〕 など

花粉削減・グリーン成長総合対策

【令和6年度予算概算要求額 22,150,000 (16,142,891) 千円】

<対策のポイント>

新たな花粉症対策に加え、カーボンニュートラル等の実現に向けて川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に支援する交付金を創設する等の取組を推進します。

<政策目標>

- 国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年] → 42百万m³ [令和12年まで]）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年まで]、5割削減 [令和35年まで]）

<事業の全体像>

花粉削減・グリーン成長総合対策の全体像

新たな花粉症対策の展開

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

- ・意欲ある林業経営体に森林管理を委託する所有者への協力金の創設
（※）森林整備事業においてもスギ人工林の伐採・植替えを推進

2. スギ材の需要拡大

- ・横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場・製品保管庫等の整備を支援
- ・建築事業者によるスギJAS構造材の利用を支援
- ・スギ材の需要拡大に向けた国民運動を促進する取組を支援

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大

- ・原種苗木の生産施設、採種・採穂園、コンテナ苗生産施設の増設を支援
- ・細胞増殖技術を活用した花粉の少ない苗木の大量増産技術の開発を支援
- ・花粉の少ない苗木の広域流通を支援

4. 林業の生産性向上及び労働力の確保

- ・木材加工業者等が行う伐採に必要な高性能林業機械の導入を支援
- ・他産業との連携、外国人材等の新規就業者の育成を支援

5. 花粉飛散量の予測・飛散防止

- ・花粉着花量調査の対象都道府県及び調査地点の拡大
- ・飛散防止剤の早期実用化に向けた現場での実証試験・環境影響調査を支援

等

国産材の安定供給に向けた生産基盤強化等

1. 林業・木材産業の生産基盤強化

- ・搬出間伐、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入を支援
- ・製材・合板工場、木造公共建築物の整備を支援
- ・木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援

2. 林業のデジタル化・イノベーションの推進

- ・林業機械の自動化・遠隔操作化、木質系新素材の開発・実証を支援

3. 建築用木材供給・利用の強化

- ・都市部における建築用木材の利用実証、CLT建築物の設計・建築実証を支援

4. 木材需要の創出・輸出力の強化

- ・木の効果の見える化や木材製品の輸出促進を支援
- ・「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大を支援

5. 林業の担い手の育成・確保

- ・新規就業者への体系的な研修、就業前の青年への給付、林業経営体の労働安全対策を支援

6. 「新しい林業」の経営モデルの構築

- ・伐採から再造林・保育に至る収支がプラスとなる経営モデルの構築を支援

7. 意欲と能力のある経営者への融資の円滑化

- ・林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の実質無利子化を支援

8. 山村の活性化

- ・地域住民や地域外関係者による森林の保全管理を支援

等

3

木材需要の創出・輸出力強化対策（拡充）

【令和6年度予算概算要求額 22,150,000（16,142,891）千円の内数】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用促進や木質バイオマスの利用環境整備、木材製品の輸出の促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年] →42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 → P 5 参照

木の効果の見える化や、非住宅建築物の木造化に係る維持管理・コストに関する情報発信、都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者に対する相談窓口の体制強化等を支援します。 ①

2. 木質バイオマス利用環境整備事業

林地残材の活用を更に促進するための効率的な収集作業システムの開発・実証、「地域内エコシステム」の普及に向けた取組等を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、輸出拡大の意向のある木材事業者に対する専門家による助言を行う取組、海外での木造技術講習会の開催等を支援します。

4. 「クリーンウッド」実施支援事業 → P 10参照

事業者による合法性確認の取組や普及啓発の支援、合法性確認人材の養成、違法伐採関連情報等の提供等を実施します。 ⑤

5. 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

特用林産物の生産性向上等に取り組む生産者のモデル的取組、おが粉等の需給動向の把握、輸出先国のニーズ・制度等の情報収集、輸入きのこに係る簡易DNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

<事業イメージ>

- 効果の実証情報収集・分析
- 普及資料の作成
- セミナーの開催等を通じた情報発信



木の効果の見える化



輸出先国における技術者を育成するため海外での講習会等を支援



木材関連事業者に対する研修を実施



林地残材の効率的な収集作業システムの開発・実証等を支援

地域内エコシステムのモデル構築や横展開の取組を支援



ICT機器設置による生産性向上



おが粉の需給動向の把握



輸出先国の情報収集

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
(5の事業) 経営課 (03-3502-8059)

花粉削減・グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 非住宅建築物等木材利用促進事業（拡充）

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等木の効果を見える化する取組、木造の維持管理・コスト等に関する情報を発信する取組を支援するとともに、地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的取組、建築物における木材利用に取り組む協定締結者へのハンズオン支援を含めた都市の木造化推進相談窓口の体制強化等を支援します。

<事業の内容>

1. 木の建築物の効果検証・発信

非住宅建築物の木質化を促進するため、利用者の生産性向上や経済面への影響の実証等を通じて、木質化の効果を見える化する取組を支援します。

2. 木造の維持管理・コスト等に関する情報発信（新規）

木造の維持管理の情報の分析・整理、これまで作成された標準モデルを用いた試算等による木造とRC造等との建設・維持管理コストの比較等を行い、建築主等に情報発信する取組を支援します。

3. 地域における非住宅木造建築物整備推進（拡充）

地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域協議会等への専門家派遣、地域での木造建築物整備を担う工務店等の支援体制の構築に関するモデル的な取組、建築物における木材利用に取り組む建築物木材利用促進協定締結者へのハンズオン支援を含めた都市の木造化推進相談窓口の体制強化等を支援します。



<事業イメージ>



<事業の流れ>



非住宅建築物等における木材利用の拡大

[お問い合わせ先] 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

林業・木材産業循環成長対策（拡充）（林業・木材産業の生産基盤強化）

<対策のポイント>

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

○ 国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年] →42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策 → P 7 参照

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、**木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備**や、森林境界の明確化等を支援します。

④

①

2. 再造林低コスト化促進対策

再造林に係る低コスト化を進めるため、**低密度植栽等の低コスト造林やエリートツリー等のコンテナ苗の増産に向けた施設整備**等を支援します。さらに、**再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組**を支援します。

④

<事業イメージ>

林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入（再造林に係る機械や安全に係る機械整備等の支援を強化）、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策（ナラ枯れ被害対策支援を強化）

再造林低コスト化促進対策

低コスト再造林対策

コンテナ苗生産基盤施設等の整備（コンテナ苗をより増産する取組に対する支援を強化）

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）

川上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業の生産基盤強化に向けた川上から川下までの総合的な取組

川中：製材事業者、合板事業者等

川下：木材需要者

林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備

（地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化）

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備（枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化）、特用林産振興施設等の整備（省エネ化の推進や廃菌床の再利用等の取組への支援を強化）、木造公共建築物等の整備（中高層建築物等への支援を強化）

<事業の流れ>

定額（1/2、1/3以内等）等 定額（1/2、1/3以内等）等



※ 国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2082）

花粉削減・グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち 木造公共建築物等の整備（拡充）

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：定額（1／2以内等）

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶内装木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

（都市の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

①

<事業の流れ>

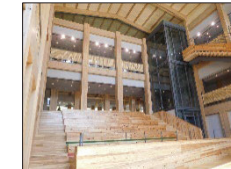


※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



○事業のポイント

・木材利用の波及効果・展示効果の発揮

事業対象とする施設については、都市の木造化推進法第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の者に利用される非営利目的の施設であり、延べ面積が300㎡以上であること。

木造化：原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること。
内装木質化：地域材を用いて木質化を行う箇所の合計面積が300㎡以上であること。

・合法伐採木材使用の促進

製材等については、「グリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること。

・JAS製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用すること。

・中層等の公共建築物の整備促進

地域材の計画的な調達に寄与する材工分離発注方式（木材調達経費）の活用を支援。（2年目の事業採択を担保するものではない。）

建築用木材供給・利用強化対策（拡充）（建築用木材供給・利用の強化）

<対策のポイント>

森林経営の持続性を担保しつつ、**サプライチェーンの強化**や建築用木材の利用実証・普及等の**都市の木造化等促進**、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた**建築物への利用環境整備**による安定需要拡大を支援します。

<事業目標>

- 国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

- ① 中層建築物に重点を置いた**建築用木材(木質耐火部材、JAS構造材等)の利用実証**、改正建築基準法等に対応した**強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及**を支援します※1。
- ② **円滑な木材供給のための環境整備**に向け、川上から川下までが連携した**木材安定供給体制の構築**や、**JAS製材サプライチェーン構築**に向けた**中小工務店と製材工場のマッチング**、電気代高騰に対応した**省エネ設備のリース導入**等を支援します。

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

- ① CLTの普及に向け、寸法の標準化に係る**設計・建築の実証等**※1を支援します。
- ② 中高層・非住宅建築物へのCLT・LVLや製材等の利用に向け、**標準的な木造化モデルの作成**や**低コストな接合金物の開発**等を支援します。
- ③ **大径材等の活用**に向けた**設計手法**や**効率的な加工技術の開発・普及**を支援します。
- ④ **CLT建築物等の設計者・施工者の育成**への支援や**BIM※2を活用した設計・施工手法等の標準化**に向けた**検討**、森林・林業の持続可能性を求める**国際的な動き**に対応した**木材供給に向けたガイダンスの検討**を実施します。

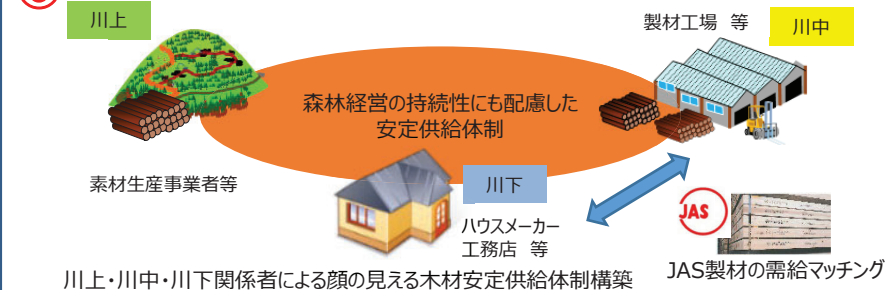
<事業イメージ>

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



都市部における建築用木材の利用実証

強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発



CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



CLTを活用した先駆的な建築物の実証

CLT・LVL等の利用に向けた技術開発

木造建築物のBIMモデル

<事業の流れ>



※1 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援
 ※2 BIM(Building Information Modeling)・・・コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

森林整備事業 <公共>

【令和6年度予算概算要求額 150,002 (125,249) 百万円】

<対策のポイント>

花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けて、**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等**を着実に推進します。

<事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha [令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均]）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

<事業の内容>

1. 間伐や再造林、路網整備等

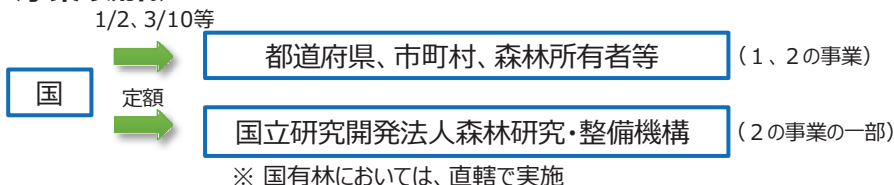
- ① 花粉発生源対策としてスギ人工林の伐採・植替え等を推進するとともに、**間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めます。**
- ② **林業適地等における林道の開設・改良等を支援**します。
- ③ 林道整備と併せて行う**幅員が狭い農道の一体的な改良**や、**情報通信施設等の整備**を支援します。

④

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、**重要インフラ施設周辺の森林等**について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② 防災上重要な**幹線林道の開設・改良**や**林道施設の老朽化対策**を支援し、林道の強靱化を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

<林業適地等における対応>

低コスト造林による再造林面積の確保

路網整備の推進により再造林等を後押し

森林資源の適正な管理

公益的機能の持続的発揮

●花粉発生源対策
スギ人工林において伐採植栽の一貫作業等を支援

●林道整備と併せて行う農道改良
大型トラック等が通行できない林道手前の農道を、林道整備と併せて改良

●情報通信施設等整備
林道整備におけるICT化推進等のため、通信環境を整備

一貫作業の実施

急なカーブ

幅員が狭い箇所

ICT建機による土工

豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道の開設・改良等による林道の強靱化

道路に近接する森林

奥地水源林

法面の整備等による防災機能の強化

【お問い合わせ先】 林野庁整備課 (03-6744-2303) 9

花粉削減・グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 「クリーンウッド」実施支援事業（拡充）⑤

<対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、合法性確認の実効性の向上を図るため、事業者による合法性確認の取組に対する支援や、合法性確認実施者の養成、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連リスクの情報提供を実施します。

<事業の内容>

1. 合法性確認の能力強化等

①事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発

- 法に基づく合法性確認の実施、木材関連事業者としての体制整備等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施を支援**します。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、消費者への普及啓発を支援**します。

②合法性確認実施指導者養成、制度の周知（新規）

- 事業者の合法性確認を**指導・支援する人材の養成**及びデジタル化の促進等に向け、業界団体等に対する**ワークショップ等を開催**します。
- 法改正を踏まえた**制度の内容や運用に関するパンフレット等の作成や説明会等**を行います。

2. 専門委員会の設置・運営

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、**リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報の提供**及び掲載済み**国別情報の更新**を行います。
- 合法性確認木材の供給促進に活用可能な**制度等の調査・検討**を行います。

<事業イメージ>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法) (平成29年5月施行)

- 国の責務【第4条】**
 - 必要な資金の確保
 - 国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - 登録に係る制度の周知
 - 登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

○事業者の責務【第5条】

- 木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

○指導及び助言【第7条】

- 主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、必要な指導及び助言をすることができる。

CW法の一部を改正する法律 (令和5年5月公布)

○主な改正内容

- 川上・水際の木材関連事業者による情報収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務付け【第6～8条】
- 素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務付け【第12条】

合法性確認の能力強化等【補助・委託】



- 木材関連事業者に対する**研修を実施**
- ワークショップ等の開催**
- 普及啓発を実施**

専門委員会の設置・運営【委託】



第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】

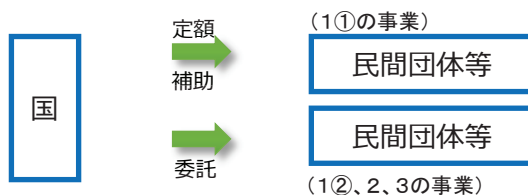


生産国情報



- ナビにおいて登録事業者等CW法関係情報を提供
- 各国の制度や違法伐採関連情報を調査

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2496)

花粉の少ない森林への転換促進対策（新規）（新たな花粉症対策の展開）

<対策のポイント>

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、花粉飛散防止剤の早期実用化への支援等を一体的に実施する総合的な花粉症対策を進めます。

<事業目標>

- スギ苗木の年間生産量に占める花粉の少ない苗木の割合の増加（約5割〔令和3年度〕 → 9割以上〔令和15年度まで〕）
- スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、約5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

花粉の少ない苗木への伐採・植替えに係る**森林所有者への普及啓発の実施・協力金の交付**、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業の導入等を支援します。

2. スギ材の需要拡大 → P 12参照

横架材のスギ材への置換えに資する**集成材工場の整備、建築事業者によるスギ材の利用、スギ材の需要拡大に向けた国民運動**を促進する取組等を支援します。

3. 花粉の少ない苗木の生産拡大

官民を挙げた苗木増産体制の強化、細胞増殖技術を活用した**苗木大量増産技術**の開発、花粉の少ない苗木の**広域流通**等を支援します。

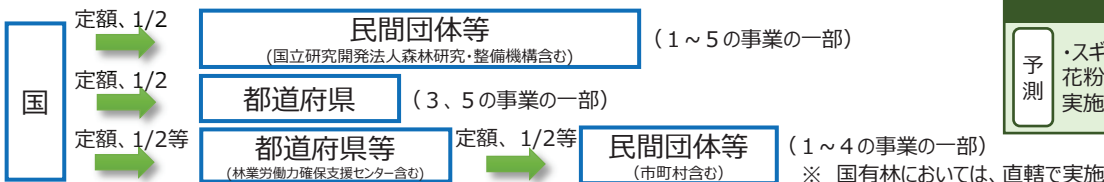
4. 林業の生産性向上及び労働力の確保

木材加工業者による**高性能林業機械の導入**による生産性向上や、農業等他産業との連携や外国人材の**新規就業者の育成・確保**、伐採や造林への**新規参入**等を支援します。

5. 花粉飛散量の予測・飛散防止

花粉飛散予測に資する**スギ雄花花芽調査**や手法の開発、航空レーザ計測・解析の実施、**花粉飛散防止剤の空中散布技術**の確立等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ林所有者等への働きかけ

- ・伐採・植替えに対する協力金の交付
- ・事業者が行う、所有者に対するスギ林の植替えの働きかけ
- ・対策の効果的な実施に向けた調査、普及の取組等



路網整備・低コスト造林

- ・伐採・植替えに寄与する路網の整備や、一貫作業等の低コスト再造林の推進



花粉の少ない苗木の生産拡大

苗木の増産

- ・特定母樹等の穂から、原種苗木を増産する施設の整備
- ・都道府県・認定特定増殖事業者による採種園・採穂園の造成・改良等



- ・花粉の少ない苗木増産に向けたコンテナ苗生産施設整備
- ・細胞増殖技術を用いて未熟種子から苗木を大量増産する技術の開発

広域流通

- ・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への苗の供給調整

林業の生産性向上及び労働力の確保

生産性の向上

- ・木材加工業者等による高性能林業機械の導入
- ・林業機械の自動化・遠隔操作技術の開発・実証
- ・伐採・植替えの効率化のためのデジタル林業戦略拠点の構築

労働力の確保

- ・農業等他産業との連携や外国人材等の新規就業者の育成・確保
- ・施業の適期の異なる地域間での労働調整
- ・伐採や造林への新規参入等



スギ材の需要拡大

利用促進

- ・横架材等のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備
- ・スギ材のJAS構成材等を利用した建築を行う事業者への支援
- ・スギ材の活用に向けた技術開発等



普及・啓発

- ・スギ材の需要拡大に向けた木材利用の意義等を国民に情報発信

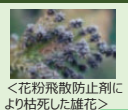
花粉飛散量の予測・飛散防止

予測

- ・スギ雄花花芽調査の対象都道府県及び調査地点の拡大、花粉飛散予測の高度化に向けた航空レーザ計測・解析等の実施やドローンの活用等による着花量調査手法の開発

飛散防止

- ・飛散防止剤の早期実用化に向けた実証試験・環境影響調査



スギ花粉削減・国産材利用拡大のための「ウッド・チェンジ」促進（組換新規） ⑤

<対策のポイント>

スギ材をはじめとする国産材需要の拡大に資する国民運動を展開するため、国民各層における、日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等、消費行動に確かに反映される普及啓発を推進することで、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進します。
なお、執行においては、改正クリーンウッド法の周知にも資するよう配慮します。

<事業の内容>

花粉症対策や日本の森林資源の循環利用等に資する木材の意識的な購入・選択を国民各層において促進するため、次の取組等を支援します。

① 建築物等の国産材利用の機運醸成

東京近郊で兆しが見え始めた非住宅建築物の木造化を全国的に展開させるシンポジウム等の実施

② 建築物や木製品における国産材利用の価値向上促進

優れた国産材製品や木造建築物等の広報と展開や、地域関係者連携による木製品等の高付加価値化への取組の実施

③ 事業者等における身近な木製品の導入促進

木製品（食器、文具類等）のトライアル使用を通じた利用者の評価調査の実施

④ 国産材利用の意義等に関する情報発信・木育等学びの機会充実化

多様な媒体による国産材利用の意義等に関する発信、木育等の学びの機会のファシリテーターの育成や普及プログラムの制作等の実施

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【目的】

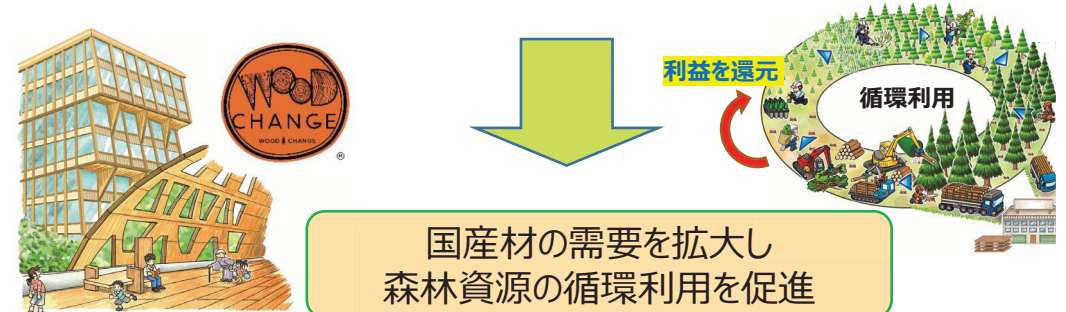
スギ材をはじめとする国産材需要の拡大に向けて、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進する普及啓発

【実施内容】

東京近郊で兆しが見え始めた非住宅建築物の木造化の動きを全国的な動きとして展開させつつ、国産材利用の価値を向上させる建築物等の展開を図り、事業者や消費者の国産材の利用意義への理解を促し、国産材の意識的な購入・選択につなげる。

【アウトカム】

企業活動や、暮らしにおけるウッド・チェンジを促進



建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ

○ 地方公共団体や事業者等が建築物での木材利用に取り組みやすくなる環境づくりの一環として、木材利用促進本部事務局に、国が実施している建築物の木造化・木質化に関する支援事業・制度等に関する一元的な案内窓口を設置（令和5年2月）

窓口設置場所

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課）



相談受付方法

- ・電話
- ・林野庁HP木材利用促進本部サイト上の問い合わせフォーム

コンシェルジュ案内内容

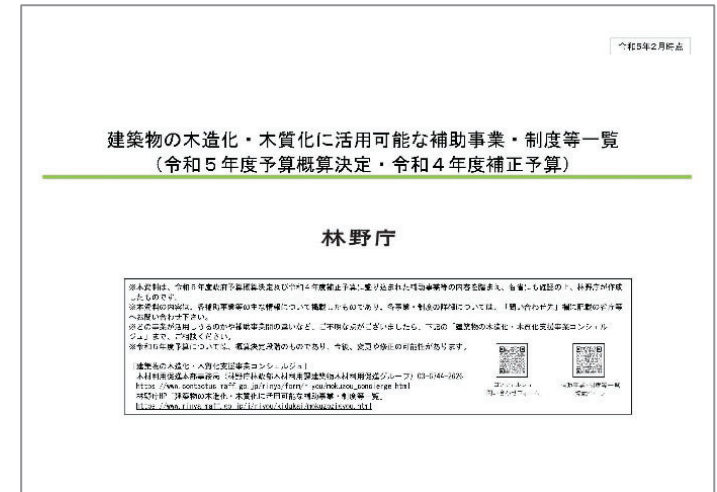
林野庁が他の省庁にも照会し取りまとめた「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」等を基に、建築物の用途等を踏まえて活用可能と考えられる事業等の概要や担当者をご紹介します。

このような質問にお答えします

用途等を踏まえると活用できる可能性のある事業はどれ？

事業間の違いは何？

事業の活用を希望する場合の相談先は？



コンシェルジュについて詳しくは

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/honbu.html>



森林を活かす都市の木造化推進議員連盟からの提言書

もり 森林を活かす まち 都市の木造化に向けた取組の強化に関する提言

令和5年(2023年)5月17日
自由民主党
森林を活かす都市の木造化推進議員連盟

今日、我が国の森林資源は、戦後造成された人工林を中心に蓄積が充実しており、これを「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をすることによる林業・木材産業の成長産業化や2050年カーボンニュートラルの実現等に向けた流れを加速していかなければならない。

一昨年には、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(都市の木造化推進法)が施行され、木材利用の新しい時代が幕を開けた。法に基づき、関係省庁・地方自治体や川上から川下までの関係者が一体となって取組を強力に進めていく必要があり、これによって炭素を貯留する第二の森林を創造するとともに、森林整備を促進して森林吸収を確保することこそ、地球温暖化防止及び国土強靱化、地方創生へ積極的に貢献するものと確信している。

一方で、国内においては、一昨年のいわゆるウッドショックや、ウクライナ情勢の変化、昨年後半以降の建築用木材の需給の緩和など、足下では木材需給が短期的に大きく揺れ動いており、先が見通しづらく、供給側も対応に苦慮している状況も見られる。

都市の木造化に向けて産業界・経済界の動きも加速しつつある今こそ、更なる都市の木造化等の推進により国産材需要を安定的に拡大しながら、国産材のシェア向上を図り、一方で需要に応じて国産材を持続的・安定的に供給できる体制を構築することで、海外情勢等の影響を受けにくい木材需給構造を構築しつつ、林業・木材産業の成長産業化や2050年カーボンニュートラルの実現等を図るため、政府は下記について早急かつ強力に推進すべきである。

記

- 一 都市の木造化推進法に基づく木材利用促進本部を中心とした取組の強化
木材利用促進本部の取組を強化し、国産材活用促進に向けて、法に基づく建築物木材利用促進協定制度の普及や協定締結者への支援の充実、地方自治体への周知・指導等の積極的な取組を図ること
- 二 都市の木造化に向けた環境整備
木材の魅力や長所を活かしつつ、建築用木材に係る技術開発・普及等への支援を強化するとともに、建築基準の合理化や耐用年数の課題への対応も含めた環境整備を図ること
- 三 木造建築物の設計・施工の担い手の育成及び確保
都市の木造化を推進するため、中大規模建築物の木造化等に関する知見等を有する建設技能者や建築士等の設計・施工の担い手の不足解消に向けて、教育課程を含めた各段階等における支援を強化すること
- 四 国産材の持続的・安定的な供給体制の構築
川下の事業者の求めるJAS構造材や人工乾燥材等の持続的・安定的な供給のためのサプライチェーンの強化、再造林も含めた林業・木材産業の生産基盤整備への支援やJAS規格の基準合理化を促進すること
- 五 森林資源の循環利用に向けた国民運動の展開
SDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、持続可能な森林経営の確立に向けた支援を強化するとともに、持続性の担保された木材の利用促進に向けた国民運動を展開すること

森林を活かす都市の木造化推進協議会からの要望書

我が国の人工林は今まさに利用期を迎え、地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等の観点から木材の計画的な活用を通じて森林を保全し活力を維持していくことが必要となっています。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定を契機に耐火建築部材等の技術革新が進み、中高層建築物等の木造化の可能性が大きく広がり、SDGs、ESG投資、2050年カーボンニュートラル等の流れもあって、民間の中高層建築物の木造化・木質化も着実に進み始めているところです。

こうした中、先生方のご尽力により、令和3年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定・施行され、対象が民間建築物にまで広がるとともに、木材利用促進本部の設置により国を挙げての取組が行われております。事業者等との建築物木材利用促進協定の締結については国、地方公共団体合わせて70件に達し、さらに増加する見込みです。

木材は、製造時の二酸化炭素排出量が極めて少なく、かつ省エネルギーであるとともに、木造建築物として使用される間は森林が吸収した二酸化炭素を再び大気に放出することなく、炭素を貯蔵するなど脱炭素社会の実現に確実に貢献でき、しかも再生産が可能な資源です。

森林・林業の持続可能性や木材に関する経済安全保障が求められる中、都市(まち)の木造化を着実に進めていくためには、国産材の安定供給や需要拡大に向けた各種制度の一段の見直し及び再造林等の森林整備から都市における建築物の木材利用に至るまでの多様な施策の創設・実施等が極めて重要と認識しております。

つきましては、右記の事項について要望いたします。

記

1. 脱炭素化社会の実現に向けて、建築主の中高層建築物の木造化への投資意欲の向上を図るため、建築物にかかる税制、金融、会計、保険などの諸制度の見直しを行うこと。木造建築物の耐用年数の課題については、令和4年度の議連での議論を踏まえ検討すること。
2. 木造建築物の魅力をもっと引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現(あらわ)し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性に関する技術開発への支援を強化するとともに、防火・構造規定等関連する制度の見直しを継続して、加速化すること。
3. 木材に関する経済安全保障やSDGsへの貢献を図るため、合法伐採及び再造林等の森林整備の推進、路網や木材加工流通施設の整備等による供給力強化、建築物への木材利用に至るまでの国産材のサプライチェーンの普及・拡大、地域における建築物木材利用促進協定締結者の実践活動への支援、協定締結促進のための関係省庁の予算や優遇措置を拡充すること。
4. 政府の「木材利用促進本部」の活動を推進するため、省庁横断的に都市の木造化推進に必要な調査や普及活動を円滑に行うことが出来る予算を強化すること。
5. 持続性の担保された木材が求められる国際社会の潮流にあって、持続可能な森林経営を実践する国内林業を支援し、その森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用の仕組みを構築し、普及すること。

令和5年3月29日

森林を活かす都市の木造化推進協議会
会長 島田 泰 功